

学校経営のポイント

行政的支援・整備と教職員の心得

若井 彌一

去る3月11日(金)の東日本大震災の発生から2ヵ月が経過した。

この『教職研修資料』の再開にあたり、大災害により、自らの歩み来し日々(歳月)をふり返る時間的・精神的ゆとりもないままに津波に呑み込まれ、あるいは襲われて生命を奪われてしまった多くの方々(5月10日現在、警察庁調べでは死亡者1万4,949人)に哀悼の意を表し、また、ご遺族の方々に心からお悔やみを申しあげたい(なお同日現在、行方不明となっている人々の数が、まだ9,880人という多数である)。

教育行政的支援にも期待しつつ

大震災への対応で、法的にもっとも根幹をなしているのは、災害対策基本法(昭和36年11月15日公布、法律第223号)である。

同法で言う「災害」とは、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう」と定義されるものである(第2条第1号)。

今回のように、地震と津波による被害の程度がとくに甚大である場合には、その行政的(財政的事項を含む)対応に関して「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚災害法」と略。昭和37年9月6日公布、法律第150号)が制定されており、内閣が、政令で「激甚災害」と指定したうえで具体的措置が講じられることになる

(第2条第1項・第2項)。

激甚災害法は、その名称が示すとおりで、著しく激甚である災害が発生した場合に、被災した地方公共団体(これを「特定地方公共団体」という第3条第1項)に対して国が行う特別の財政援助または被害者に対する特別の財政措置について定めている法律(第1条参照)であり、この法律が適用されるか否かは、被災地方公共団体(住民)にとって大きな関心事である。

同法が適用されると、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を受ける公立学校施設の災害復旧事業に関しては、国として交付金を交付する等の措置がとられることになる(第3条第1項第3号)。

教職員は、静かな闘志を燃やし続けたい

行政的支援・整備は、物的条件に限らず、人的条件としての教職員配置についても進められている。報道によれば、文部科学省は、大震災の被害が大きかった宮城・216人、岩手・124人、茨城・23人、新潟・10人などの加配(追加配置)を決めたという(4月28日『朝日新聞』による)。

教育現場への大きな励ましとなろう。

各学校では、教職員が悲観的にならないように、長期戦に備える自覚をもって、まずは、なによりも子どもたちが落ちついて学習活動に専念できるように、言葉づかいや気配りに努めたい。一人ひとりの教職員の静かに闘志を燃やし続ける姿こそが、子どもたちの精神的支えとなる。

(わかい・やいち=上越教育大学長)

●最新刊好評発売中!

新年度の学校経営に向けて!

『ワンペーパー学校経営』

星野 昌治(帝京大学教授/帝京大学小学校長)【編】 B5判/180頁/定価2,100円

『ちょっとした工夫でもっと読まれる「学校だより」』

向山 行雄(帝京大学教授/前全国連合小学校長会会長)【編】 B5判/160頁/定価2,415円